

国立大学法人岩手大学と地方独立行政法人青森県産業技術センターとの 連携・協力に関する協定書

国立大学法人岩手大学（以下「甲」という。）と地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「乙」という。）は、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の教育研究の一層の充実と大学院生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の研究交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力分野）

1. 甲と乙が連携・協力する分野は、連合農学研究科の全ての専攻とし、乙の研究職員をもって充てる。

（客員教員）

2. 乙は、乙の研究職員の中から連合農学研究科の非常勤の教員候補予定者を推薦し、甲は、非常勤の教員として任用する。

3. 甲は、前項の教員に対し、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。

4. 甲は、客員教員に給与の支給は行わない。

5. 客員教員は、主として乙の施設において、学生に研究指導を行う。

6. 連合農学研究科の教員と客員教員は、緊密に連絡し、研究指導に当たる。

（学生の身分等）

7. 学生が乙において研究指導を受ける場合の資格又は身分は、教育研究研修生とする。

（研究成果の公表）

8. 学生が乙において研究指導を受けて得た研究成果の公表は、あらかじめ、乙の承認を受けるものとする。

（財産権の帰属）

9. 甲及び乙の両機関において、研究協力の結果生じた特許権等の帰属は、双方協議の上、定める。

10. 学生が乙における研究により生じた特許権等の財産は、原則として地方独立行政法人青森県産業技術センターに帰属する。

（損害賠償）

11. 学生が、乙において学生の研究指導を受ける際に、事故により設備等を損傷した場合の損害賠償について、学生の故意又は重大な過失による場合を除き、学生及び甲はその責めを負わない。

12. 学生が、乙において研究指導を受ける際に、事故により身体に傷害を受けた場合について、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、乙はその責めを負わない。

(その他)

13. 甲は、乙において学生が研究指導を受ける際に、学生教育研究災害傷害保険に加入するよう義務付ける。

14. 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、別途「覚書」を取り交わすものとする。

15. この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理する。

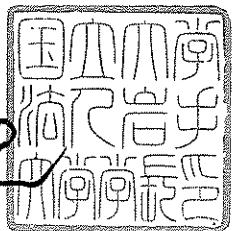
16. この協定書は、平成22年4月1日から実施する。

この協定書は、2通作成し、甲と乙とで各1通を所持する。

平成22年4月1日

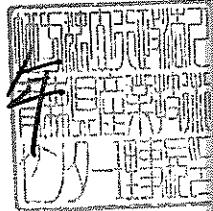
(甲) 盛岡市上田三丁目18-8
国立大学法人岩手大学長

井藤克己



(乙) 黒石市田中82番地9
地方独立行政法人
青森県産業技術センター理事長

唐澤英年



岩手大学大学院連合農学研究科と地方独立行政法人青森県
産業技術センターとの連携・協力に関する覚書

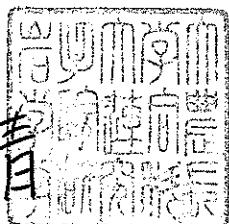
岩手大学大学院連合農学研究科（以下「甲」という。）と地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「乙」という。）は、平成22年4月1日付で締結された「国立大学法人岩手大学と地方独立行政法人青森県産業技術センターとの連携・協力に関する協定書」に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

1. 乙は、乙の研究職員の中から客員教員候補者を推薦し、甲は資格審査を行うものとする。
2. 甲は、資格審査の結果を乙に報告し、名簿を作成するものとする。
3. 客員教員の任期は、1年とし、年度ごとに更新するが、原則として研究指導を行う学生が所定の課程を修了するまで継続する。
4. 客員教員が甲の学生の研究指導を行う場合、甲は研究指導を担当する副指導教員を構成大学の連合農学研究科教員の中から指名する。
5. 客員教員は、甲の管理・運営に関する次の事項を除き、甲の定めるところにより研究科教授会の構成員となるものとする。
 - (1) 教員の人事に関する事項
 - (2) 予算に関する事項
6. 客員教員には、予算の範囲内で研究費及び旅費を配分する。
7. 前項の経費の執行は、甲が行う。
8. 客員教員が乙において学生の研究指導を行う場合の施設・設備の使用料及び光熱水料は乙の負担とし、消耗品等については、必要に応じて甲が予算の範囲内で購入し、乙に提供するものとする。
9. 甲及び学生は、乙において学生が研究指導を受ける際に知り得た研究情報及び乙で管理する情報等について、乙の許可なく他へ開示してはならない。研究指導期間終了後も同様とする。
10. 甲は、乙が学生を教育研究研修生として受け入れる際は、学生に乙の指定する誓約書を乙に提出するよう指導するものとする。
11. 乙は、学生が前項の誓約書に抵触する行為又は法律違反行為若しくは公序良俗に反する行為を行った場合には、双方で協議の上、学生の受け入れを停止することができる。
12. この覚書は、必要に応じ双方協議の上変更することができる。
13. この覚書は、平成22年4月1日から実施する。

この覚書は、2通作成し、甲と乙とで各1通を所持する。

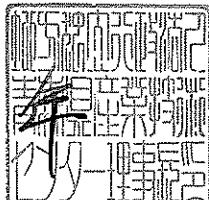
平成22年4月1日

(甲) 盛岡市上田三丁目18-8
岩手大学大学院連合農学研究科長



平秀晴

(乙) 黒石市田中82番地9
地方独立行政法人
青森県産業技術センター理事長



唐澤英